

令和 8 年第 3 回定例会陳情説明資料

- 1 陳情第 4 号 葬祭施設建築計画に対する中止または地元意向への配慮に関する陳情
…………… P 2

陳情第 4 号 葬祭施設建築計画に対する中止または地元意向への配慮に関する陳情

1 「遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱」における手続きの概要

当該要綱では、葬祭施設を設置しようとするときは、建築確認を申請する前に以下の手続きを行うこととしている。

- (1) お知らせ看板の設置（建築確認申請を提出する 60 日前まで）
- (2) 近隣への説明（計画地から 100m 範囲の住民及び自治会（の代表））
- (3) 近隣説明報告の提出（近隣説明報告は建築確認の 20 日前まで）

2 これまでの経緯と本市の対応

当計画においては、要綱に基づき令和 8 年 4 月 6 日にお知らせ看板が設置された後、戸別訪問により近隣住民への説明が行われた。

その後、周辺住民の要望により、説明会を 3 回実施している。

また、市は隣接住民や周辺住民から提出された要望事項の確認を行うとともに、事業者への申し入れを随時実施している。

3 陳情の趣旨

現在、建築が計画されている葬祭施設について、住宅地に計画されていることから、生活環境への影響が懸念される中、地域住民との十分な協議が尽くされないまま計画が進められている。

については、地域住民が安心して暮らし続けられるまちづくりの実現を願い、以下陳情を行うもの。

【陳情事項】

次の事項について、事業者、地域住民、行政による十分な協議を行うこと。

- (1) 住宅地における建設計画について
住宅地への葬祭場建設について、計画の中止を含めた再検討
- (2) 建物配置について
周辺住宅への圧迫感等を軽減するため、可能な限り道路側へ寄せる
- (3) 建物及びベランダについて
プライバシーの影響を踏まえ、建物規模、2 階部分及びベランダ位置・仕様等の見直し
- (4) 看板及び景観について
過度に目立つことのない大きさ・位置・デザインの看板にするなどの配慮
- (5) 施設規模について
計画されている建物・施設規模についてその必要性・妥当性を改めて検討

4 本市の考え方

本件施設計画については、周辺住民の求める事項が残っているため、事業者に対し地域住民の不安や懸念に対応し、以下の項目について十分な説明及び理解が得られるよう、十分な協議を行う必要があることを事業者へ伝えていく。

(1) 住宅地における建築計画について

建設中止の指導は難しいが、周辺の住環境及び生活環境等への影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係が損なわれることのないよう、引き続き事業者伝えていく。

(2) 建物配置について

建物から隣地境界線までの距離に関し、本計画は要綱の規定を満たしているものの、住民側は圧迫感を感じていることから、その軽減策について検討するよう、引き続き事業者伝えていく。

(3) 建物及びベランダについて

建物規模やベランダに関し、要綱の規定はないが、住民意見を踏まえ検討するよう、引き続き事業者伝えていく。

(4) 看板及び景観について

施設や広告物のデザインに関し、要綱において周辺の街並みと調和するよう努めることとされている。住民意見や街並みとの調和の観点を踏まえ、大きさや位置などを検討するよう、引き続き事業者伝えていく。

(5) 施設規模について

建物規模に関し、必要性や妥当性を理由に制限することは難しいが、周辺の住環境及び生活環境等への影響に十分配慮するよう、引き続き事業者伝えていく。

【参考】 具体的な経緯

令和8年4月6日 お知らせ看板が設置

11日～ 近隣住民への個別説明（要綱に基づき100㎡範囲内の住民等）

5月30日 説明会①の実施

同日 近隣住民2名から事業者へ要望書提出

6月12日 事業者が要望書に対する回答を住民に・・・

6月15日 状況を踏まえ市が事業者へ再調整の申し入れを行った

27日 説明会②の実施

8月17日 住民が要望書一覧を事業者へ提出

8月22日 説明会③の実施